

平成 26 年第 3 回更別村議会定例会会議録(3 日目)

平成 26 年 9 月 18 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 酒井智寛
 書記 南雲美幸

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7名であります。 定足数に達しております。
議 長		これよりただちに本日の会議を開きます。(10 時 00 分)
		日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、 3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。
		日程第 2 議会運営委員長報告を行います。 議会運営委員長に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し、 協議決定した内容についての報告を求めます。
4 番松橋議員		松橋議会運営委員長 議会運営委員長報告を行います。議会運営委員会において協議、決 定した内容をご報告いたします。
		第 3 回村議会定例会の追加提案案件に関し、議長から諮問がありま したので、これに応じ 9 月 18 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を 開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいた しました。
		会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、 会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。
議 長		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事 運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長		委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
		日程第 3 報告第 3 号、平成 25 年度更別村財政健全化判断比率及び公 営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。
		報告の説明を求めます。
村 長		岡出村長 報告第 3 号、平成 25 年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係 る資金不足比率の報告の件であります。

平成 25 年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別紙のとおり報告するものであります。

1 枚めくっていただきまして、平成 25 年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書であります。

前文につきましては省略をさせていただきます、記の 1 健全化判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、マイナス、負数のためにですね、比率のカウントがございません。実質公債費比率につきましては 6.8%であります。将来負担比率につきましても、マイナス、負数となるために、比率カウントがございません。備考の説明をいたしますが、1 につきましては、ごま照いただきたいと思ひます。2 の括弧の数値でございますけれども、これは早期健全化基準を記載しているところでありまひす。※印 3 項にまいりますが、本村の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率がマイナスの 2.72%、連結実質赤字比率につきましては、マイナスの 3.44%、将来負担比につきましては、マイナスの 103.3%となつていひところでありまして、健全化が保たれていひということでありまひす。

2 の資金不足比率にまいりまして、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計とも資金不足額が生じないために、資金不足比率は発生してない、ということでありまひす。

以上、報告とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議長 日程第 4 議案第 42 号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

議案第 42 号について、委員長に審査報告を求めまひす。

堂場総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9 月 17 日、担当課長等の出席を求め、委員会を開催、なお関連があるので産業文教常任委員会の合同を得て、連合審査会により、審査を行いました。その結果について報告をいたします。

議案第 42 号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型

		保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。
議	長	以上、審査報告を終わります。 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 42 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第 42 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 42 号に対する委員長報告は可決であります。 議案第 42 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 42 号は可決されました。
議	長	日程第 5、議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。 議案第 43 号について委員長に審査報告を求めます。
総務厚生常任委員長		堂場総務厚生常任委員長 第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9 月 17 日、担当課長等の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告をいたします。 議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。 以上、審査の報告を終わります。 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
議	長	委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

	議案第 43 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第 43 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 43 号に対する委員長報告は可決であります。 議案第 43 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議 長	したがって、議案第 43 号は可決されました。 日程第 6、議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。 議案第 44 号について、委員長に審査報告を求めます。
総務厚生常任委員長	堂場総務厚生常任委員長 第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9 月 17 日、担当課長等の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告をいたします。 議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。以上で審査の報告を終わります。
議 長	これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 44 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。

		これから議案第 44 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 44 号に対する委員長報告は可決であります。 議案第 44 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 44 号は可決されました。
議	長	日程第 7、陳情第 2 号、地方版子ども・子育て会議の設置と労働者代表の参画に関する要請書の件を議題といたします。 本案について、委員会の審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 2 号について、9 月 17 日に委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告をいたします。 この陳情は、平成 24 年 8 月 13 日に成立した子ども・子育て関連三法の成立により、市町村、都道府県は平成 26 年前半までに、努力義務として子ども・子育て会議を設置することとされたことから、本村において、速やかに子ども・子育て会議を設置するとともに、会議の設置にあたっては、保護者、事業主、労働者、学識経験者等、多様な関係者の参画機会を保障し、審査内容は尊重される仕組みを作ることを求める内容であります。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は願意妥当と認め、採択と決定をいたしました。 以上、審査の報告といたします。 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 2 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 2 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。

議	長	陳情第 2 号に対する委員長報告は採択であります。 陳情第 2 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 2 号、地方版子ども・子育て会議の設置と労働者代表の参画に関する要請書の件は採択と決定しました。
議	長	日程第 8、意見書案第 12 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
2 番高橋議員		2 番高橋さん 意見書案第 12 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化等に大きく寄与してきました。一方で人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる時代も想定されています。地球温暖化が深刻な環境問題となってる中で、二酸化炭素吸収、固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられており、国は平成 21 年に森林・林業再生プランを策定し、豊かな森林資源を活用して、効率的、安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給、利用拡大に必要な体制を構築することとしました。 こうした中、道では平成 21 年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や高性能林業機械の導入等、森林資源の循環利用の実現に向け、支援してきました。今後、人口林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みを更に加速させ、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることを求め、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。以上でございます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)

議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 12 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 12 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 9、意見書案第 13 号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 7 番本多さん
7 番本多議員		釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 平成 18 年 4 月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しています。 しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみであり、十勝地域の住民ないし企業が労働審判事件の申立を行うためには、釧路市まで出向かなければならず、時間的、経済的な負担を強いられていることから、申立の障害となっていることが推測されます。 このため釧路地方裁判所帯広支部において、労働審判事件の取扱いを開始すると共に、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うことを求め、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て、提出するものであります。ご賛同たまわりますよう、よろしくお願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 13 号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご意義ありませか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 13 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 10、意見書案第 14 号、電気料金再値上げに反対する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
4 番松橋議員		4 番松橋さん。 意見書案第 14 号、電気料金値上げに反対する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 北海道電力は、7 月 31 日に電気料金値上げの認可を国に申請をしました。今回の値上げ案は、国の認可が必要な家庭向けの平均が 17.03%、国の認可が不必要な企業向けの平均が 22.61%で、どちらも昨年の 9 月の値上げの 2 倍を超える大幅なものです。 家庭向けも、企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかであり、道民はもとより、経済界、道内自治体からも厳しい批判の声があがっています。北海道電力は、値上げ理由を泊原発の再稼働が遅れ、電力供給の 8 割を依存する火力発電の燃料費が急増したためとしています。今回の再値上げ案の発表を前に、国からは一層の経営努力による経費圧縮を求められる要請があったと報道されているにもかかわらず、求められたような経営努力を行わず、社長ら重役陣の人件費も削減せずに、もっぱら道民に負担増を押し付ける内容です。 このため、北海道電力の電気料金再値上げに反対するとともに、認可申請に対して、厳しい姿勢で望むことを求め、別紙意見書を高木議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同たまわりますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから、意見書案第 14 号、電気料金再値上げに反対する意見書の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり)
	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 14 号は、原案のとおり可決されました。
議	長	本日の会議は、議事の都合によって延長します。 この際、暫時休憩いたします。
	長	午後 6 時 00 分まで休憩いたします。(10 時 32 分)
議	長	それでは休憩前に引続き、会議を開きます。(18 時 00 分)
	長	日程第 11、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
3 番赤津議員		3 番赤津さん
		おぼんでございます。それでは第 3 回の定例会にあたりまして、一般質問をしたいと思います。
		今回は 2 項目について聞きたいと思いますが、まず最初に村長の方をお願いしたいと思います。
		買い物弱者の支援について、ということでご説明いたします。つい先日であります、新聞なんかにも出ておりましたが、農林水産省は過疎化などによる商店の減少や店の確保ができず、日用品そしてまた食料品を買うのも困難な、いわゆる買い物弱者が増加している地域を対象に、買い物支援サービスの立ち上げ賃金を助成をする事業を、2015 年から開始するという方針が出ておりました。是非この事業、国の事業であります、更別村もこの事業に乗り、実施をして欲しいもんだなというふうに思っておりますが、更別村の状況を申し上げます、宅配事業というか、これ今、全国的に日本全体がこういった超高齢化の社会に突入した現代であります。過疎化による商店の撤退や廃業から、無店舗地区が発生、買い物難民なる現象までが出てきており、更別村においても他人事でなく、生活基盤を地域でどう守っていくのかの観点から研究の取り組みが必要だろうというふうに思っております。更別村は特に大きく分けて、二つの市街地が形成され、周辺に農村地域が広がっているし、しかし中心の更別市街地区においても市街地の郊外化、進展により、商店街から 1 km ほどの距離にも住居が存在しております。特に高齢者には、冬の間の買い物の足に不便を感じており、宅配需要は高く、地域課題解消に急務であるというふうに思っているところであります。
		福祉的な観点も含め、商業者及び商業団体が中心となり、NPO の組織や町内会などの関係者との連携もと、官民あげて取り組むべき問題でないだろうかというふうに思っております。ただ今更別の現況を申し上げたとおりでありますので、是非、岡出村長のご見解の程をお願いしたいなというふうに思っております。
議	長	岡出村長
	村	買い物弱者の支援について、赤津議員のご質問にお答えをいたしま

す。議員ご質問の農林水産省の事業につきましては、農村集落活性化支援事業として、平成 27 年度からの新規事業として計画をされておまして、10 億円の概算要求がなされているところであります。本事業の計画内容でありますけれども、ご質問のとおり、地域全体の維持活性化を図るための体制構築を図るというものでございます。農村地域において、従来から機能してきた組織、集落への組織や N P O 等を活用いたしまして、地域の維持活性化に必要なサービス、農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等の提供が可能な体制を支援する、というものでございまして、これは平成 31 年度までの 5 カ年間の事業としてですね、計画されているところであります。

この事業の内容につきましては、現段階で確認できる事項として、事業主体が小学校区単位で組織されるもので、サービス内容といたしましては、移動販売車輛等を購入してですね、これはリース事業しか認めないということでございますけれども、そういう車輛等を購入して、農業資材、生活物資の購入サポートと併せて安全確認や生活支援等を想定しているということでもあります。

また本事業の運営費支援に関しましては、12 月を目処に調整するということと、本事業は農林水産省の事業でありますので、農業と関連するものであるということでもあります。いずれにいたしましても、農林水産省の事業内容の詳細は、今後のですね、情報提供を待たなければならぬというところであります。

現在農業者の中ではですね、買い物等の弱者はまだ少ないものと思われましても、今後農村地域や市街地域に関わらず、全村的に買い物弱者が増加の傾向にあるわけでありまして、何らかの対策が必要と認識をしているところであります。

また、高齢化等を要因とする買い物弱者が増加する中で、国もですね、全国的な課題として取り組みを進めてございまして、農林水産省だけでなく、各省庁から様々な事業メニューが出されております。こうした中で本村の買い物弱者等の現状把握、農業や商工業関係者、N P O 等とですね、事業化の可能性を検討いたしまして、事業の必要性が認められ、実施主体がですね、組織される場合、本村に適した事業メニューにて取組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
3 番赤津議員

3 番赤津さん

今、事業の内容について村長の方から説明があり、わかったわけですが、確かにこういった事業は農林省ばかりでなく、道の事業にもあります。でも何にしても、いずれにしても単発ではだめだということなんです。単発事業では 1 年間で終わっちゃったんじゃないも意味ない。これはやっぱり継続的な分野できっかけ作りはそうい

うものを使って、そしてなおかつ恒常的につながっていく、というかそういったことが一番大事なことでありまして、ご存知のように23年度に私共も、道の方の地域緊急雇用創出推進事業ということで、温泉のところを借りまして、一応あれもそういう弱者救済の方の方法で、宅配ではなかったんですけど、臨時的に店を出して、それなりの地域の足の確保ということでやったんですが、成果としては、43日間でしたが、大変地域の皆さん、お年寄りというか、私は、難民だとか弱者だとかっていう言葉は好きじゃないんですが、一応そういうふうに言わざるを得ないんで申し上げますが、そんなようなことで、43日間売上としては約1,800千円位でした。少なかったですけど、それにしても地域の皆さんに喜んでいただいたし、客単価も千円位でした、一人あたり。そういったデータも出しましたんで、喜んでいただいたんですが、残念ながらあれ250万位、40万かそこらの事業だったと思うんですが、一発で終わりなんです。ですからその後もうどうにもならないんですよ。ですから何とかこの農林省でもどこでもいいんですけど、きっかけ作りで、継続でひとつ、細く永く、そういった制度にして出来ないものかなというところが、最大のことであります。

それともう一つ大事なことは、今そういった人が更別村に何人くらいいるのかな、何世帯とというか、どのくらいいるのかなというような把握も大事だと思うんですが、それは村にとってはどうですか。そういう把握というものは掴んだケースはあるんですか、ないんですか。その辺も後ほどちょっと教えていただきたいなと。やっぱり把握することが何ととっても大事なことでありますので、把握しないでやってみてもどうもならない。ですから先のデータも有ります。商工会に行きますと、ちょうどあの時のデータも報告書がありますので、そういったことも加味しながら、一つそういった資料作りしていただきたいなというふうに思っているところであります。更にまた申し上げるならば、具体的なことはあれなんですけど、更別はそういう面ではすごく私はうまくいってるなと思うのは、NPO組織もあります。これも、やっぱりサラリも立ち上げてから、少しずつ実績あがっておりますし、そういった組織もありますし、それともう一つ、上更は、一般社団法人のオアシス、これもやっぱり村も支援している以上は、こういった繋がりのもとで何か事業ができるというふうに考える次第、わけであります。是非この二つを上手く利用しながら、すると、もうほとんどそれなりのお膳立て的な分野はできてますので、そうなんというんでしょう、時間はかからないで、そういう組織はできるんでないだろうかなというふうに思っておりますので、その辺のところひとつ、さっきのその把握してるかどうかと、村長のまた再度の見解ちょっと、聞きたいと思います。

村 長

買い物弱者の捉え方でありますけれども、正確には私共、買い物弱者という形で調査したことはございません。従ってですね、正確な数字をつかまえてございませんけれども、市街地においても、また農村部でも、足に不便をきたしている方はおられるということは、事実でありまして、そのために村民バスを運行しているところでもあります。そうしたことからですね、一般の村民の方々からは、こういう制度を活用してくれという要望は、今のところないんですけども、これから高齢化社会に向けては、こういうこともですね、頭に入れながら進めていかなければならないなということで、先ほど答弁をさせていただいたところでもあります。

今回の事業に関しましてはですね、農協も含めてですね、そういうサービス事業をやる団体が出るか出ないかなんですね。これは採算性が合う事業ではございませんので、運営費については、そういう農業でやるとすれば農業組織がその運営費を負担していくとか、そういう決断をしてもらわなければこれはどうにもしていかない、いけない事業でありますので、ただ先ほど申し上げましたけれども、農村地域にはなかなか対象者という者が少うございますので、全村的な形でとらまえていかなければならないんでないかと思うわけです。その中でいろいろ問題はですね、これを継続的に繋げることが必要だとかご質問がございましたけれども、その運営費を誰が負担していくか、ということなんですね。これはもう補助事業で一発で車の購入だとかなんかはして、購入してもいいんですけども、かなりの人件費、運営費がかかってきますので、その辺が問題だと、私はとらまえているわけであります。したがってですね、先ほど申し上げましたけれども、運営費につきましてはですね、これから農水省では検討するということでございますので、この辺も見極めながらですね、検討しなければならないということでございます。いずれにしても、一旦ですね、始めたら、これはずっと負担していかなければならない事業だと思ってございますので、その辺ですね、各団体とも協議を重ねて、踏み切るためにはそれなりの覚悟をもってやらなければならないと思っているところでもあります。

議 長

3 番赤津議員

3 番赤津さん

ちょっと私の話し方が舌足らずだったのかどうか分かりませが、私はこの農業のあれでは、そういう制度のきっかけ作りを申し上げて、この制度をやれとは言いません。違ったやつでもいいんです。まだまだ役場の方で持っている情報の中で、いろいろな有利性もありますのでね、道の事業であつてもそれはいいんです、そういったことで。ただきっかけ作りで申し上げたんです、私は。こういうことの弱者がありますよ、ですからどうですか、というきっかけ作りで申し上げたんで、対象はやっぱ農業ということよりも、全村的にやって欲しいん

ですよ、全村的で、やっぱり、全村のお年寄り、というかそういったその足のない福祉のエリアの方にいる人達が、市街の方にこう出てくる様子だとか、そういうことも含めての、そういった分野なんですよ。ですから是非とも全村的で考えていただきたいということと、もう一つ、こういう制度、一つまい考ですよこれ、制度で申し上げますが、まったく補助、国からもらってないで単独でそれなりにやってるところあるんです、道内に。これはね、乙部というところなんです、乙部、函館。これ、もう私もいろいろ研究、調べてきました。乙部へ行くとね、村から30万なんです、出るの。それで継続してます。で、そういったことでいろいろそれには利用の対象には、町内何歳だとかいろいろあります。細かいことたくさんありますが、時間の関係で申し上げますが、色々制約の中で自家用車を保有して、自家用車で、手数料も何ももらってない、ボランティアがやっぱりやってます。そういうので上手にやってます。乙部というのは、上更の更別のオアシスが先にやって、その情報を得てやったんですよ、乙部のあれば。ちょうどあの時オアシスが道の事業でやったでしょ。その事業でね、乙部の資料にはね、更別書いてあるんですよ。上更別のあれを、この事業から始まったということで。ですから更別のほうが先輩格になるんです、どちらかというと。で、そこの街が今、単独でそんなようなことで、商工会がちょっと何ていうか中心にはなってはいますけど、いずれにしても補助金は国からもらってないんですよ、単独でやってるんです。そういうので、65歳以上の方で大体48世帯、更別と人口がどうなのかちょっと私はわかりませんが、48世帯位が入って、自動車持ってる人は対象外というような大きな約束事になっているようであります。いずれにしてもそういうことで申し上げるのは、農村地区ということではなくて、全村的にそういう買い物弱者とか、からだの身体障害者の方の足になるような買い物とか、そういったことを是非ひとつ検討していただきたいなというふうに思っております。先ほど村長の答弁で、いずれこのことについては取組んでいかなければいけない、というようなことを私は察知しましたので、是非ひとつ、すぐ出来ることはありがたいんですが、ある程度の時間もいるでしょう。ですから検討していただきながら、この事業を取組んでいただきたいなということを心からお願いいたします。答弁は先ほどいただいたので、理解しましたので、その事業を、そういった事業をやってくれるんだな、というふうに理解をいたしました。ありがとうございました。

で、次に入っているいいですか。議長さん

はい、どうぞ。

次に2点目を入りたいと思います。

2点目については、教育長の方に通告してございますので、教育長さんをお願いしたいと思います。

議長
3番赤津議員

それでは、教育委員会制度の改革について、お尋ね、聞きたいと思います。国はご存知のように自治体の教育制度を改革するための改正地方教育行政法が可決、成立しております。これは現行の教育委員長と教育長を統合して、教育長の創設、首長の主催する総合教育会議の設置が柱でありまして、2015 年施行します、ということであるわけですが、この改革案っていうのは、私にとっては随分、すごい荒いことで、短期間の中で論議はしたんでしょうけど、そういうようなことになったもんだなというふうに思っているところでございまして、今なぜそんなような教育改革の中になっているのか、5 点ほどお聞きしたいと思います。

1 点は、政府が今教育委員会改革を進めるのは、そもそも教育委員会をどのような組織にしたらいいか、なのかということを 1 点。

それから、改革のきっかけは何だったのか、っていうこと。

それから、どのように改革をするのか。58 年ぶりの改革ということで新聞紙上なんかも出ているわけではありますが、改革は本当に難しいんでないだろうかな、というふうに思うわけですが、そういう 58 年の改革があります。

特に最後に私は一番聞きたいことは、更別として、どのように受け止めているのか、この改革案について。特に学校教育に影響が出ないか、実施は国は、国と同時に進行するのかなど、その辺含めて、まず総体的なことを申し上げましたので、総論の方からの答弁をお願いいたします。

高島教育長

赤津議員のご質問の教育委員会制度改革についてお答え申し上げます。国は 21 世紀の日本に相応しい教育体制を構築し、教育の再生を実行するため、最重要課題として教育改革を推進をしております。その一つが、教育委員会制度改革であり、内閣の私的諮問機関であります教育再生実行会議の第 2 次提言、それから中央教育審議会の答申を経まして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正したところでございます。

ご質問 1 点目の教育委員会とはどのような組織か、組織なのか、ということですが、教育委員会は地域の学校教育、それから社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置される合議制の執行機関でございまして、5 人の委員で構成をされております。委員はその地方公共団体の長が議会の同意を得て任命をいたします。任期は 4 年でありまして、委員長は委員の中から選挙され、委員会の会議を主催し、委員会を代表をしております。教育長は委員長を除く委員の中から、教育委員会が任命します。その任期は委員としての任期中在任することとなります。教育長は教育委員会の補助機関として、その指揮監督を受け、教育委員会の権限に属するすべての事

務を執行するとともに、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言するなどが職務となります。

次に 2 点目の改革のきっかけのご質問でございますけれども、これまでの教育委員会の課題は、全国的なことでありますけれども、委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、教育委員会の審議が形骸化している、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応が来ていない、それから地域住民の民意が十分に反映されていない、地方行政に問題がある場合に国が最終的に責任を渡せるようにする必要がある、などが上げられております。特にいじめ、自殺事件などをめぐる学校などの教育機関をチェック、指導する立場の教育委員会が機能せず、その役割を果たしていない、ということが大きな要因でないかというふうに思っております。

次に 3 点目の、この改革はどのような改革にするのか、ということでございますけれども、今回の改正は教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、いじめによる自殺等がおきた後においても再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確にすることとされております。

具体的に 1 つ目は、委員長と教育長を 1 本化した新教育長の設置であります。新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育委員会を代表します。新教育長は会議の主催者であり、具体的な事務、執行の責任者、事務局の指揮監督者であり、任期は 3 年というふうになります。

2 つ目は教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化であります。新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や、会議の招集の実現、教育委員の定数 3 分の 1 以上からの会議の招集の請求、会議の透明化のための会議の議事録を作成、公表するなど、することなど、教育委員会の審議の活性化を図ります。

3 つ目はすべての地方公共団体に総合教育会議を設置することです。この会議は、首長が招集し、会議は原則公開となります。構成員は首長と教育委員会であり、協議、調整事項として、教育行政の大綱の策定、教育条件整備など、重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置などがあります。これにより、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になり、首長と教育委員会が協議、調整することによって、両者が教育政策の方向性を共有し、一いたして執行にあたることが可能となります。

4 つ目として、教育の目標や施策の根本的な方針である教育に関する大綱を、首長が策定することでございます。総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を尽くし、首長が策定、それぞれの所管

する事務を執行、公共団体としての教育政策に関する方向性が明確にすることになります。なお、新教育長への移行でございますが、現教育長が法律の施行日であります平成 27 年 4 月 1 日以降も在職する場合は、委員長は現教育長の任期満了等にともない、委員長としては任期途中であっても退任となり、新教育長については現教育長の任期満了等後に、首長による新教育長の任命が行われます。新教育長の就任の有無に関係なくですね、教育に関する大綱の策定や、総合教育会議の設置が必要となります。

次に 4 点目の 58 年ぶりの改革は難しいのではないかというご質問でございますが、教育委員会制度はこれまでも様々な時代背景のもと、改正は行われてきておりますが、今回のような大きな改正としては 58 年ぶりとなります。教育委員会制度の始まりは、昭和 23 年教育委員会法からでありまして、この制度で教育委員は公選制、つまり公職選挙法による選挙で選ばれた委員であり、委員のうち一人は議会議員の中から議会において薦挙されておりました。その後、昭和 31 年地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会法が廃止され、教育委員会制度も現在の仕組みとなったところでございます。今回の教育委員会制度改革は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることが改正の趣旨でございます。このことから、教育行政の基本構図は大きく変わりますけれども、教育基本法に基づく基本的な考え方にはですね、変わりはありませんので、新教育、失礼しました、教育基本法の趣旨に基づいて行われていくものと考えております。

5 点目の更別としてどのように受け止めているか、特に学校教育に影響がでないのか、実施は国と同時に行うか、というご質問でございます。今回の制度改革で言われております、教育委員会の課題が必ずしもすべてが更別村にあてはまるとは考えておりませんけれども、めまぐるしく変わる時代背景から考えさせることもあることは確かでございます。また教育、総合教育会議の設置により、教育委員会の政治的中立性が確保されないのではないかという意見もございます。しかしながら、制度上、教育委員会は引続き地方自治法に定める執行機関であり、総合教育会議では首長と協議調整は行いますが、最終的な執行権限は、教育委員会に留保されることとなります。また総合教育会議は原則公開となっておりますので、特に更別村のような小規模自治体においては、政治的中立性は確保されているというふうに考えております。このことから、本村で実践されております学校教育に、特に影響がでるようなことはないというふうに考えてございます。いずれにしましても、この制度改革の仕組が機能をより発揮するためには、首

議長
3 番赤津議員

長と教育長が十分な意思疎通を図って、更には教育委員会との間で教育の課題、それから教育のあるべき姿を共有して、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切であるというふうに考えております。

最後に実施につきましては、改正法律の定めるところに実施することとなりますので、現教育長が委員としての任期満了まで従前の例によります在職となる他はですね、法律の施行日である平成 27 年 4 月 1 日からの適用となるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 赤津さん

今これ、なかなか難しいことで、1 回だけ耳にしておいただけではとてもとても理解できるものではないと思っておりますし、丁寧に教育長、説明をしていただき、それなりにわかったわけではありますが、要するに私の解釈では、今まで教育の一番の責任であった、なんていうんでしょう、教育委員会が、そこから責任がなくなるというか、つまり教育行政に首長の権限が拡大したんだな、と私は思っているんです。そういうふうな理解でいいんでないかな、と思うんですけど、その辺間違っていればまた後であれなんですけど、要はそんなような気がしてなりません。ですから、一番心配というか憂慮するのは、先ほど教育長の説明では心配ないというふうにも聞いていたんですが、今まできちり果たしてきた教育という現場の中で、学校教育のことなんですけど、中立性だとか安定性、さらにまた独立性、こういったまいつの点が一番心配なんです。それがきちっと、どう担保されるのかな、というか、そういったことら辺が一番私の聞きたいところなんです。ですから、大きな街でないんです。小さな行政ですけど、国の制度が変われば変わったようにこれはいたし方なくやらざるを得ないところがありますので、是非そういった分野を含めて、なんていうんでしょう、再度一番心配なところの学校教育のそういった中での中立性というかね、そういったことがその部分だけで結構なんで、心配ないというか、その辺の確約というか、そういったところをお聞かせいただきたいなというふうに思うんです。

議長
教育長

高島教育長

先ほど答弁で申し上げました首長との意思疎通ということが一番大事になってくるわけなんですけれども、更別村の今まではですね、村長とですね、教育委員会が時間と場所を決めて、定期的にですね、協議するということはやってはおりませんけれども、村主催の行事ですとか、学校関係の行事の際にですね、村長と教育委員が同席する機会がたくさんございまして、その場でですね、いろんな意見等を交わして積極的に話をしておりますので、相互に理解は得られているというふうに思っておりますし、あくまでもこの中立性というのはですね、大きな街のですね、自治体に関わってくるのかなというふうに思って

おります。とにかくいろんな制度改革が進められてきておりますけれども、やはり子どもたちを健やかに育むということはですね、これからも変わることはないというふうに考えておりますし、そのようなことで学校教育も進めてまいりたいというふうに考えております。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

今しっかりとした答弁で、安心をしたわけではありますが、いずれにしても教育委員の力がやっぱりどちらかというとこれからはそういう制度になると弱体化するんです。そして教育長をコントロールするとか、そういったことが難しくなるんですよ。首長の単独的な思い込みなどで学校教育が振り回される要素があるというのは。そういうことに繋がることあるもんですから心配なわけで、更別は皆さんご存知のように、本当に教育にはお金を掛けてる立派な街でありまして、人間形成にとって、教育の大事な分野、本当にすばらしい、十勝一だと私は思っているところであります。ですから、そして、たまたま首長さんも今、首長って、岡出とは言ってるわけでもないんですが、理解してくださいよ、決して教育長の傍からも出てますので、心配ないんですが、これもしもですよ、もしもいろんなことあって、全然教育にあんまり無関心でない首長になったとしたなら、なった時にはどうなるかと、やっぱり影響あるんです、これ、現実には。ですからそういうこと含めてやっぱり、首長の権限というのはそういうふうになるってことをしっかり一つ見ていただいて、今の段階はそういったことではないことも理解いたしましたので、安心いたしました。

それと一つだけ、そういうふうになると、部局というのはどういうふうになるんですか。いままでは教育部局で何人職員とかってこうなったんですが、そういうことはどのような体制になるか、その辺ちょっと聞かせて下さい。

議長
教育長

高島教育長

教育委員会事務局の体制についてはですね、特に今までとおりと変わらないわけですが、やはりこの教育再生実行会議のなかでも言われていますのは、より専門性を持って教育というものにですね、より専門性をもってついていただきたいということで、その研修の強化ですとかいう項目も入っておりますけれども、更別村はですね、専門性ある指導主事も中札内と共同で配置しておりますし、やはりこういった教育委員会ですね、改革が大幅にされたということで、またひとつですね、専門性をもって事務局体制も整えていきたいなというふうに思っております。

3 番赤津議員
議長
3 番赤津議員

ちょっといいですか。

3 番 赤津さん

今の私の質問はね、部局、村長部局、教育長部局ってこう職員がこうなったんだけど、そういったのはどうなるのかな、っていうことだ

議長
教育長

けだったんです。あるのか無いのか。

高島教育長

はい、今までとおりですね、これは村長部局と教育部局と、分かります。今まで通りでございます。

3 番赤津議員

ありがとうございました。

いずれにいたしましても、そういったことで大きな改革でありますので、特に学校教育においては混乱のないような処置をしていただきたいなということを、心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

通告書に従い、質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問につきましては、子ども・子育て支援制度の取り組みについてお聞きしたいなと思っております。更別スタイルの構築を目指してほしいな、という思いでご質問させていただきたいと思います。

平成 27 年の 4 月に新制度がスタートします。各自治体においては地域のニーズに基づき計画を策定していくことになります。関連まい法の条例につきましては、今定例会においてもまい法の条例が可決されたところでございます。この条例につきましては、問題はないとは思いますが、計画につきましては早期かつ慎重に進めていかなければならないのではないかと考えております。

更別は幼稚園における教育を進め、現在子育て支援にも力を入れ、保育園の充実を図っています。しかし、課題も多く抱えております。少子化による園児の減少、さらに上更別幼稚園の施設の老朽化等、この課題は学校教育、地域活性化にもつながる問題として多種多様な取り組みが必要とされます。現在、新制度への取り組みとしては、関係機関による子育て委員会による検討会議、保護者へのアンケートが行われているところです。更別の現状を十分に把握し、更別らしさ、地域性を守ることが大切で、様々な考えがある中、村民が判断するのがベストだとは思いますが、更別の未来を決めるほどの重要性があると考えます。村として方向を示す必要が、示すことが必要ではないかと考えます。更別スタイルのプランがあればお伺いしたいと思います。村長のお考えをお伺いいたします。

議長
村長

岡出村長

子ども・子育て支援制度の取り組みについて、更別スタイルの構築について、高木議員のご質問にお答えを申し上げます。

村ではこれまで次世代育成支援計画を策定して、子育て支援施策の推進に努めてまいりました。また平成 24 年度の子ども・子育て支援法の施行に伴います、子ども・子育て支援事業計画策定のためにですね、平成 25 年度に未就学児、小学生の保護者を対象に、アンケート調査を行い、ただ今素案の作成作業を進めているところであります。

アンケートではですね、これからの利用希望も記入していただいたところでございます。現在の子育て、教育施設である幼稚園あるいは保育所を引続き希望される方が大部分を占めたところであります。

更別村の未就学児の状況でありますけれども、更別地区では3歳児から5歳児が84名、0から3歳児未満が74人、上更別地区では3歳児から5歳児が12名、0歳児から3才児未満が10人となっており、少しずつ減少の傾向にあるわけでありまして、未就学児の施設につきましては、ご承知のとおり村立の更別幼稚園と上更別幼稚園、社会福祉法人運営の保育園が担っておりまして、保護者の就労などの状況により、選択することが出来るようになっております。また学童保育所や子育て支援センターにつきましては、社会福祉法人に業務を委託して実施しております。施設入所の現状でありますけれども、更別幼稚園に40名、保育園には65名が入所、通園となっております、この65名のうちですね、3歳以上の児童は43名であります。

先程も申し上げましたけれども、現在保護者の就労状況などにより幼稚園か保育園を選択して、利用することが出来るものでありますけれども、これが一段と少子化が進み、園児の減少や、園児の減少が顕著となる場合ですね、少ない人数を2箇所、2園で保育することの合理性やですね、どちらの園児も更別小学校に入学すること等を考えますと、将来的にはですね、こういった子育て環境が望ましいのか、これは充分検討していくことが必要であると考えております。

また上更別幼稚園には、現在12名が在籍しておりますけれども、園舎の老朽化が進んでおりますので、安全保育の確保から早期の改善が必要となっているところであります。上更別幼稚園、上更別小学校は、共に上更別地区の子育て、教育、文化の拠点施設であると同時に、上更別市街地の形成と、上更別地区の活性化を図る重要な施設であり、村におきましても、上更別中学校の統合や上協和小学校の統合以来ですね、特に上更別地区の振興に力を注いでおりまして、こうしたことから活力ある地域維持のために、存続をしていかなければならないと考えているところであります。また上更別には、0歳児から2歳児を保育する施設がですね、機能がございませんので、幼児教育と保育機能も併せ持つ施設、小規模なですね、こども園的なものの整備が必要であると考えているところであります。

様々な状況下において、保護者の方が安心して子育て出来る環境づくりを進めることが、少子化対策の一つと思っております。なお、こうしたことについて、保護者をはじめ、地域の皆様方と充分協議し、進めてまいりたいと考えているところであります。以上、答弁いたします。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん
どうもありがとうございました。

えーとですね、幼稚園、学校というものが、やっぱり地域のコミュニティを支える一番重要な部分です。これにつきましては、更別地区におきましても、市街地の中心部に幼稚園があった部分が、若干ですが国道をまたいで郊外へという部分に移転をして、今現在進んでいるわけですが、街の中心にあったときと郊外に行ったときでは、街の中の活力といいですか、そういうものがガラッと変わってしまうほど、大きな存在ではあると思います。

そういう部分において、やっぱり上更地区の振興という部分を考えますと、幼児教育という部分では、幼稚園の存続というものを視野に入れた中で、どうかたちで進んでいくかという部分を、十分に検討していただかなければならないのかと思っております。子育て委員会のメンバーは昨年度、25年の6月ですか、改正されまして、12名の委員さんでこの支援法の改正に向けた取り組みもその中で協議してきます、というような条例改正がされたところですが、こういう地域性の問題もありますので、今日の議会の中でも意見書という部分で出しましたが、子育て、子ども・子育て会議という部分で、もう少し幅広い地域の方々を巻き込んだ会議といいですか、そういう部分も加えながら検討してもらえると、更に地域のために進んでいくのかなと思います。更に同僚議員が先般質問した中で、雇用の問題においても、菓子工場を、建設を検討に入れてる、というような記事、発言も出しましたが、そういう部分については、また上更地区にそういうものを造って、少しでも地域活性を含めた中で雇用を持ち、その人達が上更の幼稚園、小学校に通う、というような部分で、少子化、園児の減少という部分の解消というか、そういうものも進めていくという、様々な施策といいですか、そういうものもやっぱり考えていかなければならないのかなと思います。

子ども、幼稚園、保育の部分に関しましては、小学校に、幼稚園は教育委員会の管轄、保育園に関しましては福祉の関係と、こういう二重行政の問題も回りからよく言われるところですが、これにつきましても更別村につきましても、少子化の関係で幼稚園を統合しちゃえば、上更の小学校に行く生徒がいなくなっちゃう、となると今度小学校も統合するのかという、こういう大きな問題も含んで来るわけですから、いかに上更の小学校も維持、継続していくためには、本当に今後の子育ての部分の幼児型のこども園を造ると、それも検討しなければならないと今村長が答弁していただきましたが、そういう部分で必ず残していかなければ、学校の統合という部分にも影響を及ぼすという問題もあります。そういう部分も含めて、是非大きな組織作りといいですか、そういうものを進めていってほしいなと思います。更別は昔から幼稚園教育という部分に主眼を置きながら進めて、長年やってきました。ここにきて父兄の就労の問題も含めて、保育園の必要性が充分出

議
村

長
長

てきた中で、保育園にも十分な支援をしながら、今二つの組織を運営しているわけですから、こういう部分をしっかりと守った中で、進めていっていただきたいと思いますので、幼稚園の統合はしないと、その部分で、もし今、多分言えないとは思いますが、そういう思いという部分を明確にしていいただければ、上更地区の地域のコミュニティを守る上でも重要ですので、という部分でもし聞かせていただければ、と思っています。よろしく願いいたします。

岡出村長

子どもがですね、どんどん少なくなってくる、その中で現在の体制を維持していくことについてはですね、財政的な問題もございます。従ってですね、そこはやはり人数が減る部分はですね、やっぱり内容面でそういう工夫をしながらきちっと保護者あるいは子どものニーズに応える、応えていく必要があると思っています。更別幼稚園それから民間の保育所、それぞれ頑張っておられますので、この部分については先ほど申しました財政的な部分で儉約してもらうところも出てくると思いますけれども、これは村民に受け入れられている仕組みでございますので、出来る限り存続をしていきたいと思っております。残るは上更別の問題なんです、上更別幼稚園を統合するということは、イコール小学校の統合につながっていくわけです。無くすことはですね、地域の方々のご意見を最大限尊重していかなければなりませんけれども、無くすことはですね、簡単でありますけれども、あの広大な施設を活性化に結びつけていくということは、これはなかなか至難なわけですね、無くしてしまうと。そこで他も、どこの町村もそうですけれども、無くしてしまってから活性化の議論がそこで始まっているわけですが、私はですね、無くなくなってしまってから活性化はできないと思っているんですね。ですからいかに残していくかという考えで検討を進めることが重要であると思っていますところであります。そこで上更別幼稚園も老朽化してございますから、どのような手法が一番合理的なのか、小学校に併設することも考えなきゃなりませんし、福祉館の併設ということも考えていかなければ、いろいろ手法については議論をしてですね、決めていかなければなりませんけれども、やはりですね、取り敢えず現在のところはですね、存続の道で、私は考えていかなければならないと思っていますところで。今まで国もですね、合理化、合理化と言って、すべて合理化の道に進んだ結果、今日のような地方が疲弊した状況にあるわけありますので、私はその辺は徹底的に議論をして進めていかなければならない、そして上更別幼稚園も更別幼稚園も、交付税の額というものはそんなに変わるものじゃないんですよ。そこを無くしてしまったら、そこに雇用が、小学校も合わせたら、もう10人強の雇用が失われてします。今新たな、議員からですね、ご質問いただいたけれども、新たな雇用を生み出すため

議長
1 番高木議員

に、本当に 10 人規模の雇用を生み出す施設なんていうのは、なかなか出来るものでありませんので、私はやっぱり制度を最大限に活用し、また村、教育委員会の知恵を絞って、こうしたものに対応していかなければならないなと思っているところであります。以上です。

1 番 高木さん

ありがとうございます。課題といいますか問題点についてちょっと質問させていただきましたが、次はこれからの、未来に向けてということでなんですが、今上更幼稚園は、28 年度まで 11 名、12 名程度でここ 3 年間程度は推移していくと前回調査で聞かさせていただきました。これからもそれほど 10 名程度で多分推移していくのかなと。そして更別についても 30 名、40 名程度で、ある程度では推移していくということで、子どもの部分の人数に関しては、小学校、幼稚園についてもある程度は横ばい状況でここ 4~5 年はね。推移していけるという部分では、今まで通りの進め方で充分なのかなと思いますが、その後にくる本当の少子化の部分で、園児の減少に伴い、やっぱり 5 名、10 名以下となってくると、幼稚園としての機能としては、なかなかちょっと厳しくなってくるのかな、という部分があります。今現在、上更地区については、保育の部分ではどんぐり保育園という形で更別地区の方に来てるわけですが、上更別の幼稚園の老朽化の関係もありますし、子ども園の新しい法律も出来ましたんで、出来れば上更地区については、幼稚園型の保育付きのこども園というような部分を設置したなかで、0 歳児から 2 歳児の部分も保育できる、支援出来るというような体制作りをしてもらえると、更に充実した部分ができるのかと思います。ただこれにつきましては、更に財政的なことも多分あるでしょうし、更に子ども園が出来て、幼稚園があつて、保育園があつて、と。この 3 つの組織ができることによって、様々な部分で複雑化することによって、いろいろと大変な部分もたくさん出てきますし、支援の部分の仕方とか財政の補助の出方についてもばらばらな部分が出てきますので、これがいいという部分はちょっと今段階では、僕もちょっとわかりませんが、そういうものも視野に入れて、しっかりとして計画を練っていただけると、お子さんを持つ親たちも安心して更別村に住みたいという形で来ていただけるのかなと思っています。そういうものもしっかりと検討していただければありがたいと思います。更に今条例につきましては、様々な村側が今度認定をしていくということで、業務が結構いろんな部分で出てきます。更にこども園というものをもし作るようなことがあれば、学校教育、保育園、こども園と三つの様々な事業が今度出てきます。今現在、教育委員会、福祉課で担当して、二重に分かれて行っていますが、これについては意思疎通が充分できているとは思いますが、なかなかやっぱり難しい部分が出てくるのかなと思いますので、専門家といいますか、子ども課という部分も、本

別町などではもう今スタートしていますが、そういう部分で、子育て、子ども子育て部分につきましては、新たな専門家といいますか、専門職をつけた中での行政サービスという部分を出していかないと、先ほど同僚議員が教育委員会の改革の部分の言ったように、教育委員会も今一生懸命取り組んでいくとなると、幼稚園教育、小学校教育についても、様々な変化が多分出てくると思いますので、その中で対応をしていくのは、段々と厳しい状況になっていくと思いますので、そういう行政側の準備といいますか、そういうものはしていけるのか、その辺も含めて答弁いただければ、お願いします。

岡出村長

議 長
村 長

まずですね、上更別の考え方は、幼保一体型の、幼稚園だけに限定しますともうパイが少ないですから、幼児から幼稚園児まで、パイを広くした考えでやってかなければ、これは出来ませんので、やるとすればその考えしかないということであります。

そしてとにかくですね、減ることばかり考えて、今進んでいるわけですけど、子どもをですね、増やす考えをね、今でも私もいろんな施策を打ってきましたけれども、より踏み込んだ施策というのが必要でないかと思っているんですね。今の子どもの少なさね、異常事態なんですね。大体亡くなる方の半分しか生まれないという現状、こうであればこれは本当に衰退、崩壊、日本全体が崩壊の危機にあるわけですから、やはり私共は結婚奨励から始まってですね、すべてのことをやっていかなければ、地方はこれは滅びてしまうと思っておりますので、少し増やした施策をとっていかなければならない。その中で役場の組織もですね、当然そういう担当するところがどうなのか教育委員会と福祉の連携を効率的にするには、どういう組織にしたらいいいのか、その辺も含めて組織替えは当然必要になってくると思っております。そういうことをですね、考えながらやっていかなければなりませんし、もう今私の頭の中はですね、もう子どもをいかに増やすか、定住化をいかに進めるか、そのことしか頭にありませんので、そのことは一生懸命ですね、高木議員も同じ考えだと思いますので、意見を交換し合いながらやっていきたいと思っております。

1 番 高木さん

議 長
1 番高木議員

ありがとうございました。是非、様々な角度からいろいろな施策をみんなで意見を出しあいながら、よりよい更別村をつくっていければいいかなと思っております。次世代の子どもの計画についても、26 年度で今期最後ですか、これからまた新たな子どもの、子育ての計画を策定していくのだとは思いますが、その中に様々な部分、分野も含めた中で、検討をお願いしたいなと思っております。最後それをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

これをもって、一般質問を終了いたします。

議	長	日程第 12、議員の派遣の件を議題といたします。 10 月 3 日に村内で開催される 2 村議会議員交流会に全議員を、10 月 17 日に鹿迫町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、10 月 25 日に札幌市で開催される札幌さらべつ会総会・懇親会に高橋議員、本多議員を、11 月 25 日から 26 日にかけて宮城県東松島市への友好姉妹都市表敬訪問に全議員を、11 月 26 日から 27 日にかけて北竜町での先進地調査に全議員を派遣したいと思います。 これにご意義ありませんか。 (ありませんの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、10 月 3 日に村内で開催される 2 村議会議員交流会に全議員を、10 月 17 日鹿迫町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、10 月 25 日に札幌市で開催される札幌さらべつ会総会・懇親会に高橋議員、本多議員を、11 月 25 日から 26 日にかけて宮城県東松島市への友好姉妹都市表敬訪問に全議員を、11 月 26 日から 27 日にかけて北竜町での先進地調査に全議員を派遣することに決定しました。
議	長	日程第 13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、農村公園再整備の進捗状況について、開発跡地の現状と活用の方向性について、産業文教常任委員会は、農作物の収穫状況について、農村環境改善センター改修状況及び図書室における書架増設の状況について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として、調査したい旨、各委員長より申し出があります。 おはかりいたします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。 したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。 これにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。 これにて平成 26 年第 3 回更別村議会定例会を閉会いたします。 (19 時 15 分)

